

日本近世の土地所有意識——民衆史の立場から

白川部達夫

はじめに

質地請戻し慣行論の提起の意味は、一つは近世における国家と社会の見直しを含むものであった。もう一つは、近代近世移行の基軸となるという点であった。この点を、報告者はかつて次のように要約したことがある。

近世質地請戻し慣行の提起の意義は、一つにはそれが「生ける法」として普遍的に機能していた事実を明らかにしたことであり、もう一つはこれを通じて近代的な契約の世界と異なった共同体的世界のありようにせまったということであったと思う。前者は、百姓的世界の自律性の基礎として、日本近世における国家と社会のかかわりの再検討を否応なく要求するものであり、後者は百姓的世界存立の基礎構造と近代への移行の基軸を提起するものであった。そしてそれは所持意識を核とした社会意識論として提示されている(01)。

本報告でも、この点を踏まえ、東アジア小農社会のなかでの比較を意識しつつ、検討してみたい。

1 質地請戻し慣行とその権原

日本近世における主要な土地移動の形式は質地であった。質地は一定年期の後、請戻されなければ、流地となり、土地移動が完了する定めであった。幕府の流池法では、10年期以上の質地を認めず、また流池後、10年以上の訴訟は受理しないことが定められていたので、最長で20年を経過した質地は、請戻し請求の時効となることになった(02)。しかし近世の村では、ほとんど無年期といってよいほど長期にわたる請戻し慣行が行なわれ、村法・郷例とされている場合が広く見られた。領主の御法と村法が重層的・対抗的に並立していたのである。請戻しをもとめる百姓の正当性よりどころは、質地に限らず土地は、何年経過しても、元金を返済すれば請け戻すことができ、その請求の権原は、検地帳名請と百姓株式にもとづくということであった(03)。こうした土地の戻りの観念は、日本の古代から見られるもので、古代では「売買」といえば、1年限りの賃貸を意味した。また永代売りは、年期を限らないで売ったことに過ぎず、請戻しを否定したものではなかった(04)。中世・近世と次第に永代売りが請戻しの否定の意味を強めると、徳政が起きたり、請戻しを明確に規定する証文として質地証文が発展した。請戻しの権原は、中世では開発による土地と人との呪術的結びつき(開発者が土地に生命を吹き込み、売買により仮死の状態になる)といわれるが(05)、近世では、元縄請、名敷地などの検地名請と百姓株式が論拠となった。

2 近世における小百姓の存在様式と村・土地売買・富

それでは、近世の村ではその中枢だった小百姓の存在様式と土地売買、そして富のあり

方が、質地請戻しとどのような関係で結ばれ、正当づけられていたのだろうか。近世の村では、土地売買が百姓が生活する上で、必要なものと意識されていた。寛文10年(1670)信州の塩沢新田で検地のさい、新田小作や被官の百姓が、新田を一人で名請していた開発者に、このままでは困ったときに土地を質入れして資金を調達することができない。開発者の諸役を肩代わりするので、名請人にしてほしいと願い出て許されている(06)。土地を売買することで、生活維持ができるために、名請人つまり所有(所持)者になりたいといったのである。ここには三つの問題がある。一つは小百姓の自立であり、二つはそのための所有の確立(検地名請)であり、三つはそれにより保障される売買の「自由」と経営の安定である(07)。

日本で小農社会が展開するときに、小百姓が極めて強く土地との結びつきを求め、検地名請で確立したこと、これが村の中で、百姓株式という形式で固定化したことをまず確認しておきたい。百姓株式とは、一つは百姓の家産であったこと、もう一つは入会・用水権などと結び村の成員権として承認されて土地所有の意味を持ったことである。株式的所有と実地所有とは必ずしも、一致せず、実地を売っても、株式をもっていたために、その土地の高役負担をするなどのことが見られた。また株式には、家産の象徴的な土地が付属して、その売買が行われたなどの例がある。百姓株式が形成されて、検地名請が民衆的なものとなり、検地帳が村の土地台帳化していった(08)。そこで請戻しの論拠が検地名請に求められたのである。この場合、検地帳は土地所有の絶対的な根拠であるが、同時に、自由な物権変動を阻止する性格をもった。

つぎに村、土地売買、富の関わりであるが、近世の百姓は、土地の質入れ(売買)と請戻し(買い戻し)を繰り返しつつ生活を維持した(09)。このことを農政書の『地方大概集』では田地は「百姓永代之家督」であるが、貧富は常ないので、やむを得ないときには質地に入れて用を足すとされる。これを認めなければ年貢も納めることができないと説明している(10)。近世の村は、年貢を村請しており、年貢未進は名主が立て替え、未進者は名主に質地証文を入れて決済した。年貢未進という公的負担関係が、私的貸借で補完されることで、運用されている面があった。したがって村役人には、この立て替え機能が必要で、これが適切に果たされるような身上の「余慶」が条件とされた。したがって村に容認された富のあり方は、困窮人に安い利子で金を貸し、その存続を助ける融通機能を発揮できる頼もしいものであり、人の田畑を自分のものにしようと執念深く思いこみ、自由に金を貸付、利子に利子を付けるようなものは、私欲として排除の対象となった(11)。

永代売り禁止令は、近世では百姓の所持を位置づけた最もよく知られた「有名の法」であったが、これくらい守られない法もなかった。その上、忘れられず、明治になって永代売り解禁令が出て近代的所有権の確立に進むのは、実は質地請戻し慣行があったためと考えている。明治の民事慣例調査で、各地の村で永代売り禁令があるので質地売買をしていると答えているが、これは永代売り禁止令の法的効果・強制により、質地が生まれたのではなく(事実、質地が本格的に普及するのは、永代売り禁止令を領主があまり強制しなくなる近世中期であった)、質地と請戻し慣行がある事実を説明するために持ち出された説明論理であったと解釈すべきである(12)。

3 地主的所有観念の展開

こうした質地請戻し慣行に対して、質取り側は有効な対抗手段がなかった。質地を集積しても所有権がないので、名敷地なきものとして賤視されることがあったといわれる(13)。しかし次第に、買得地所有観というべきものが成長している。18世紀前半には、田中休愚は將軍吉宗への献言書であった『民間省要』のなかで、永代売り禁止令を廃止することを求めて、国土の田地山林は「自由売買」があるからこそ、百姓の宝となる。これがなくて年貢が滞りなく納められることはないと主張している(14)。またその師であった荻生徂徠も百姓の田地は金を出して買ったものなので、売るのは道理なのに、これを売るなというのは間違っていると述べている(15)。これは主として領主的所有の象徴である永代売り禁止令に対してなされたものである。田中休愚の主張では、百姓の盛衰は常のこととされ、地主的成長も認めている。ただ地主になったものも時には衰え、一端衰えたものもまた栄えて田地を請け戻すことも少なくないとして循環(再生産)論的に問題をとらえている。

一方、18世紀後半には、質地請戻しをもとめる質入れ側に対して、永代に買い取った田地をいくらで売ろうと自由である。田地は母の胎内から持ってきたわけではなく、永代に買い取った田地を我が田地として売買しているだけであると、質入れ人と土地との結びつきは、運命的なものではないという批判がなされている例がある(16)。土地所有には絶対的論拠がなく、売買の事実こそが所有に正当性を付与すると積極的に踏み込んでいるといえるだろう。またここでの所有の自由は、市場の自由として語られていること、自由が日本での自由の意味にふさわしく自ままという響きをもっていることは指摘しておきたい。

一方、幕末期になると、土地均分の風聞に対して、ほしいことも思い通りにはしないで、人に疎まれ憎まれて、蓄えた田畑を失って、酒色に耽り、博奕を打って家産を失ったものと同じで人に笑われるのは残念だと批判するものも出た(17)。一種の勤勉論による地主的所有の正当化の動きが形成されていると見られる。明治初年の神田孝平の「田租改革建議書」では均田に反対して、富者から奪って貧者にあたえれば、智勤儉を抑えて、怠惰奢りを勤めるようなものだ。民の愚情奢りを矯めるのは天の罰するに任せるにしくはないと主張している(18)。次第に勤勉と競争原理にもとづいた所有の正当化の主張が成長しているのである。一定の努力により、土地所有が回復ないし、拡大できたのは、19世紀初めの二宮尊徳以下、明治期に及ぶ精農・老農の事績にも見られた事実であった。また勤勉による所有は、もともと小百姓の所有に根ざしてもいた。そこに通俗道徳的説明の有効性があった。しかしこれにはフィクションがある。節約や、勤勉によりチャンスをつかんだだけでは一般的には地主的成長は確保できず、度はずれた吝嗇や高利貸しの蓄積がないと、地主にはなれないのが通例だった。勤勉と競争原理によって所有が正当化されるものではない現実も大きかった。そこに日本の所有観の光と影があるといえる。

4 世直しと近代

19世紀以降、百姓的世界の解体が進み、窮民層が成立した。窮民の成立は、それまで百姓、町民と区別された民衆社会の分割区分が、富民、窮民と貧富差により区分されるといふ民衆社会の分割基準軸の転換が生じたことを意味した。1830年代には、この転換

は決定的なものになり、富民＝勤勉、窮民＝怠惰という特徴付けが豪農などの中間層から生まれて、通俗道徳的意識を背景に浸透する(19)。それが明治政府の政策にも及んでいくことが、神田孝平の「田租改革建議書」に見られる。こうした動きに対する民衆抗議が世直しであった。世直しのスローガンは、窮民の生活を考えずに自ままに経済活動を行う富民を私欲のものとして制裁して、貧富を平均することであり、その一つとして質地取り戻しが要求された。さらにこの中から平均要求が噴出した。世直しでは、旧制度の解体からの再出発が意識されたので、領主制否定の意味で検地帳の破棄が行われ、質地請戻しから取り戻しへの発展が見られた。この点で、単純な回帰ではなく、自ら民衆世界の制約を乗り越える動きをともなった(20)。

中世の徳政にしても、世直しの質地請戻しにしても、人と土地との結びつきが、絶対性・観念性をもつ方向で追究されたのは変わりにはなかった(21)。日本では利用権的な発展は中心にはならず、民衆が土地との結びつきを絶対性を強める方向で安定させることをもめた。これが近世では百姓株の成立と結んで、検地帳の民衆的土地台帳化(請戻しの権原)となった。世直しはここを起点に、均分を構想する性格をもったが、土地との結びつきを絶対的に求める点ではあまり変わりにはなかった。地租改正は、土地台帳が自由な物権変動を保障して資本化を促進し、質地請戻しを否定したが、一方で、所有の絶対性を保障することで民衆に受け入れられた面があった(22)。

おわりに――東アジア小農社会のなかで

最後に、東アジア小農社会のなかでの比較についてふれておくと、岸本報告の中国の請戻しに見られる「土地所有の安定性は非人格的な法制度によって支えられるのではなく、代々の所有者による確認の連鎖といった人間関係の網の目に大きく依存していた」という指摘は興味深い(23)。中国では、物権変動は最大限自由だったが、その権原が絶対的ではなかった。日本近世では、村における人間関係に依存してはいたが、よりどころは検地帳と百姓株式(人間関係によって成り立つ)という絶対性を帯びた基準が存在した。また中国とは逆に、絶対的基準であるがゆえに、自由な物権変動を阻止する性格をもった。日本では、領主の徴税台帳としての検地帳が民衆の土地帳簿としての意味をもった。この点は、他の東アジア小農社会では、見られない特徴なのではなかろうか(24)。それはそれぞれの地域での小農の成り立ちから解かれねばならないが、前近代で土地請戻し慣行を問題にすることは、こういった視野の拡大にも寄与するといえる。

参考文献

笠松宏至「中世の政治社会思想」(岩波講座『日本歴史』中世3、岩波書店、1976年、後に同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年所収)

勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、1979年)

白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」(『歴史学研究』552号、1986年、同『日本近世の村と百姓的世界』校倉書房、1994年)

白川部達夫「質地請戻し慣行についての覚書」(『日本史研究』371号、1993年)

白川部達夫『近世の百姓世界』(吉川弘文館、1999年)

渡辺尚志「村落史研究の新展開のために」(同編『新しい近世史』4、1996年)

丹羽邦男『土地問題の起源』（平凡社、1989年）

岸本美緒「土地を売ること、人を売ることー中国における『所有』の観念」（『比較史の可能性』研究会・活動の記録、1999年度）

宮島博史「東アジアにおける近代的土地変革」（中村哲編『東アジア資本主義の形成』青木書店、1994年）

注

(01)白川部達夫「質地請戻し慣行についての覚書」（『日本史研究』371号、1993年）

(02)「公事方御定書」質地小作取捌之事、（『徳川禁令考』別巻、創文堂、1978年）

(03)白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」（『歴史学研究』552号、1986年、同『日本近世の村と百姓の世界』校倉書房、1994年）

(04)菊池康明『日本古代土地所有の研究』（東京大学出版会、1969年）

(05)勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」（同『戦国法成立史論』東京大学出版会、1979年）

(06)大石慎三郎『江戸時代』（中央公論社、1977年）48～50頁

(07)白川部達夫「元禄期の小百姓の所持と家」（村上直編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版、1996年）は、(06)の大石と同じ、信濃国佐久郡内の小百姓の家形成と所持のあり方を検討している。ここでは、抱屋（従属身分）から自立過程の百姓の死の直後、兄が家産を抑えて後家を追い出した。またその屋敷は質地にとった土地に建っていて、請戻し期限が来たので、屋敷を壊して返地した。また田畑は小作に出して小作料を取ろうとした。これにたいして抱屋の主人は、田畑は自分が預けたのものなので、兄といえども勝手にできないと抗議した。一方、後家は一人娘の成長を待って相続させたいと、村に願い出た。村では、兄に家産を返させ、抱屋の主人には、死んだ百姓の買っていた土地の証文を返させ、検地帳の分付けと宗門人別帳の抱屋記載をはずさせた。また後家は、主人の抱屋へ再婚させ、娘の成長後、家を再興することにした。死んだ百姓は、前年、村で名主の選任方法を変更させそこに小百姓の意志を反映させようとした時に、従属身分からの脱却を目指して、変更がなければ名主を予定されてた主人の意向に反して、小百姓方に付いて、主人の組合を出ていた。その努力にもかかわらず、死んだ時に、彼の家の不安定さが露呈された。屋敷は、質地の上に立ち、土地は従来のもは分付地で、買い集めた土地の証文も主人に押さえられていたのである（検地帳に主人の分付のもとで登録され、従属身分とされた百姓は、元禄期でも土地売買に主人の加判をもとめられることがあり、屋敷地などは売買してはならないという規制を受けていた）。土地と家財との結びつきが未熟で、家名の存続も兄が介入したように解体の危機に立ったのであるが、村の仲介で、危機を切り抜け、村の中で家として確立したといえる。

(08)石井紫郎『日本国制史研究』（東京大学出版会、1966年）は領主による絶対的権利の付与を強調している。一方、渡辺尚志「村落史研究の新展開のために」（同編『新しい近世史』4、1996年）は、村のものとして捉え直された検地帳を重視している。筆者も検地名請の民衆への取り込みとして、百姓株式の意味を捉えている。

(09)深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」（『歴史学研究』別冊、1972年、後に「村請制支配と農民闘争」と改題して、同著『百姓一揆の歴史的構造』校倉書

房に収録、1986年増補改訂版)。

(10)小野文雄校訂・加藤高久著『地方大概集』(中央社、1981年)。大石慎三郎校訂・大石久敬『地方凡例録』上巻(近藤出版、1969年)にも同様の記載がある。

(11)常磐潭北『百姓分量記』(中村幸彦校訂『近世町人思想』日本思想体系59、岩波書店、1975年)、元禄4年9月7日豊後国日田郡幕領藤山村百姓訴状(『編年百姓一揆史料集成』第二巻、三一書房)。

(12)『全国民事慣例類集』「明治文化全集」第一三巻。

(13)『全国民事慣例類集』「明治文化全集」第一三巻。

(14)田中休愚『民間省要』(『日本経済大典』五巻)。

(15)荻生徂徠著・辻達也校注『政談』(岩波書店、1987年)

(16)享和2年(1802年)・大門村村方諸借用筋御調べにつき井原村又右衛門書状(九州大学六本松図書館所管・三苦文書)。

(17)「降符怪話」(『岐阜市史』史料編近代二)。

(18)神田孝平「田租改革建議」(『地租関係書類彙纂』明治前期財政経済史料集成第七巻)。

(19)白川部達夫「世直しの社会意識」(『民衆運動史』2、青木書店、1999年)。

(20)田代重雄編『史料集成・会津農民一揆』下巻、329頁。

(21)白川部達夫『近世の百姓世界』(吉川弘文館、1999年)、41~42頁。

(22)丹羽邦男『土地問題の起源』(平凡社、1989年)は、地租改正による近代的所有権の確立が所有の絶対性を確立させ、土地の商品化と投機性を生み出した点を、近世の共同体的土地慣行の破壊と関連させて強調している。については特別異論はないが、
について、その内部に根ざしている土地との結びつきの絶対性について視点をもっていないために、共同体的土地慣行が幻想的に捉えられている反面、近代的土地所有の民衆的基盤が見失われているのではないかと考えている。

(23)岸本美緒「土地を売ること、人を売ることー中国における『所有』の観念」(『比較史の可能性』研究会・活動の記録、1999年度)。

(24)宮島博史「東アジアにおける近代的土地変革」(中村哲編『東アジア資本主義の形成』青木書店、1994年)は、東アジア小農社会の共通性の中で、近代土地変革を捉えることを強調している。今後、それを前提として、民衆的基盤の相違などが追究されるべきであろう。

また自ら購入した耕地の証文を主人が抑えている事例があった。